

附則様式第2号（附則第3項関係）

袖ヶ浦市既存屋外保管事業場構造等届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

担当者 氏名 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 電子メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例附則第2項で定める既存屋外保管事業場の構造等について、同条例附則第6項の規定により、添付書類を添えて、次のとおり届け出ます。

既存屋外保管事業場の名称及び所在地	名称	〇〇〇〇事業場		
	所在地	袖ヶ浦市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
既存屋外保管事業場に関する計画に係る事項	設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
	敷地面積	〇〇〇〇平方メートル		
	用途地域及び地目	市街化調整区域、雑種地		
	保管する再生資源物の品目	金属スクラップ、雑品スクラップ、プラスチック		
	再生資源物の総保管量	〇〇 立方メートル		
	再生資源物を保管する最大の高さ	〇 メートル		
	再生資源物の法面の勾配	〇 : 〇〇		
	屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法	1日当たり 〇〇 立法メートル 油水分離槽等の設置		
	再生資源物の溶接、溶断等の有無	有 ・ 無		
	主な受入先及び方法	〇〇・〇〇・〇〇、トラック		
	主な搬出先及び方法	〇〇・〇〇、船		
	既存屋外保管事業場の責任者の氏名	〇〇 〇〇		
既存屋外保管事業場の従業員数	〇〇 人			
作業の開始時間及び終了時間等	開始時間	終了時間	休業日	
	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	〇、〇曜日	

役員の名、住所及び生年月日 (役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。届出者が法人である場合に記入すること。)	氏名	〇〇 〇〇
	役職名	〇〇
	住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
使用人の名、住所及び生年月日 (届出者に使用人がある場合に記入すること。)	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名、住所及び生年月日 (届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名称、住所及び生年月日並びにその代表者の名 (届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の役員の名、住所及び生年月日 (役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

標準作業書の記載事項

<p>再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程</p>	<p>搬入については、〇〇県からトラックで搬入する。 場内では、別紙の場所で溶断及び保管し、週〇回の船便に合わせて搬出する。 搬出については、〇〇を經由し、〇〇港から〇〇へ輸出する。</p>
<p>再生資源物の保管の方法</p>	<p>袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例等を遵守して保管を行う。 具体的には、別紙のとおり、鉄スクラップは、〇〇。バッテリーは〇〇。銅線は、〇〇。 上記により、再生資源物の崩落や飛散等を防止する。</p>
<p>排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)</p>	<p>水質汚濁防止法等を遵守する。 具体的には、別紙のとおり、油分離装置を設置する。</p>
<p>廃油及び廃液の回収、既存屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法</p>	<p>廃棄物処理法、水質汚濁防止法等を遵守する。 具体的には、別紙のとおり、〇〇のように流出を防止するとともに、〇〇のように分別して保管する。</p>
<p>騒音、振動及び悪臭対策の措置</p>	<p>騒音規制法、振動規制法、袖ヶ浦市環境条例等を遵守する。 具体的には、別紙のとおり、〇〇を設置する。</p>
<p>火災予防上の措置</p>	<p>袖ヶ浦市火災予防条例等を遵守する。 具体的には、別紙のとおり、電池、バッテリー等の火災の原因となるものを分別する。〇〇を設置する。</p>
<p>電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法</p>	<p>廃棄物処理法、袖ヶ浦市火災予防条例等を遵守する。 具体的には、別紙のとおり、〇〇のように回収し、〇〇のように分別して保管する。</p>
<p>屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法</p>	<p>廃棄物処理法を遵守する。 具体的には、別紙のとおり、〇〇については〇〇のように廃棄する。</p>
<p>既存屋外保管事業場の保守点検の方法</p>	<p>週〇回清掃を行い、事業場内の整理整頓を行う。 具体的には、別紙のとおり、毎日、油分離装置、囲いの点検を行う。 点検状況は、チェック表により管理する。</p>

添付書類

- (1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 既存屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 従前の屋外保管事業者（条例附則第5項に規定する従前の屋外保管事業者をいう。以下同じ。）が附則第4項第2号に掲げる既存屋外保管事業場の所有権を有すること（従前の屋外保管事業者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 従前の屋外保管事業者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 従前の屋外保管事業者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 条例附則第7項に規定する措置を行ったことを報告する書類
- (13) 緊急時の連絡体制
- (14) その他市長が必要と認める書類及び図面